

J R 四国労組ニュース

令和元年9月19日（No.4／1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

総合労働協約改訂交渉 妥結！

世代・職種・雇用形態を問わず、

幅広い項目で多くの改善！！

① 女性特有の休暇制度を改善！

・ 診査休暇を年休付与日数計算上の出勤日数として扱う

② 交代制等勤務手当を増額！

③ 夜間特殊業務手当を増額！

④ 夜間特殊業務手当の支払い範囲拡大！

・ レール削正作業も支払い対象に

⑤ アテンダント手当の適用拡大！

・ 来春運行開始予定の観光列車アテンダントにも適用

⑥ 一部の定期健康診断受診を勤務扱いに改善！

・ 医学適性検査を兼ねる健康診断を勤務として取扱う

⑦ エキスパート社員の有給休暇を改善！

・ 選挙等休暇の新設、り災休暇の付与期間 3日→5日

⑧ 契約社員の緊急呼出手当を新設！

⑨ 契約社員の社宅・寮の利用対象条件を緩和！

・ 採用後5年以内に限り、社宅・寮への入居が可能

⑩ 契約社員の賃金控除項目を拡大！

⑪ サポーター社員の賃金引き上げ！

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 1 9 日（N o 4 / 2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

本部は、8 月 2 9 日及び 9 月 1 1 日に続き、本日「総合労働協約改訂等」の 3 回目の団体交渉を行った。組合は、経営状況が厳しい中においても、「安全・安定・安心輸送の確保」を第一に、現場で懸命に業務に取り組んでいる組合員の努力を粘り強く訴えてきた。その結果、1 1 項目の回答を引き出した。

< 3 回目交渉における会社側からの回答等 >

【女性特有の休暇制度について】

年次有給休暇の付与に関する出勤率算定の際に、診査休暇を出勤日数として取り扱う。
実施時期は、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日以降付与される年次有給休暇より適用する。

【交代制等勤務手当について】

交代制等勤務手当について、次号により勤務した場合に支払う。

番号	拘 束 時 間	支払額
(1)	深夜時間帯を含む場合	1, 0 5 0 円
(2)	5 時を過ぎ 7 時 3 0 分まで若しくは 1 8 時 3 0 分を過ぎ 2 2 時までを含む場合、又は 1 1 時間以上の場合	4 9 0 円

（注） 「拘束時間」とは、始業から終業までの時間をいう。なお、中休勤務においては、第 1 勤務の始業から第 2 勤務の終業までの時間を「拘束時間」として取り扱う。
実施時期は、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日以降開始となる勤務からとする。

【夜間特殊業務手当について】

夜間特殊業務手当の支払額を、勤務 1 回につき 1, 6 3 0 円とする。
実施時期は、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日以降開始となる勤務からとする。

【夜間特殊業務手当の支払い範囲拡大について】

レール削正車による削正作業に従事した場合を、夜間特殊業務手当の支払範囲とする。
実施時期は、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日以降開始となる勤務からとする。

【アテンダント手当について】

観光列車「志国土佐 時代の夜明けのものがたり」のアテンダントについて、観光列車「伊予灘ものがたり」のアテンダント手当等の取り扱いを適用する。
実施時期は、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日からとする。

【定期健康診断について】

医学適性検査を兼ねる定期健康診断を受診した場合は、3 0 分勤務したものと取り扱う。
実施時期は、2 0 2 0 年 4 月 1 日からとする。
ただし、正規の労働時間外に受診した場合は、3 6 協定の 1 日当たり時間外労働限度時間

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 1 9 日（N o 4 / 3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

数から、当該労働時間を除く。また、休日等に受診した場合は、36協定の連続勤務日数を算出するにあたって、当該日を勤務した日として取り扱わない。

【エキスパート社員の有給休暇の改善について】

エキスパート社員の「選挙等休暇」を有給休暇とし、「り災休暇」の付与期間を5日以内の必要な時間又は日に改める。

実施時期は、2019年10月1日からとする。

【契約社員の緊急呼出手当新設について】

契約社員の緊急呼出手当を新設し、支払範囲及び支払額は社員のものと同様とする。

実施時期は、2019年10月1日以降開始となる勤務からとする。

【契約社員の社宅・寮の利用対象条件の緩和について】

契約社員のうち県外出身者（通勤困難な県内出身者も含む。）については、採用後5年以内に限り、社宅、寮及び借上寮への入居を許可する。

実施時期は、2019年12月1日からとする。

【契約社員の賃金控除項目の拡大について】

契約社員の賃金控除項目として、次の5項目を追加する。

- ① 社宅の使用料
- ② 会社が指定する商品等の購入代金及びこれに準ずるもの
- ③ 労働金庫預金、返済金及び利息
- ④ 労働組合が行う共済事業の掛金
- ⑤ 団体契約保険及び団体扱保険の保険料

実施時期は、2020年4月1日からとする。

上記以外の「サポーター社員の基本賃金引き上げ」については、JR四国労組ニュースN o 2の別紙を参照。

＜主な交渉内容＞

組合：交代制等勤務手当を15パターンから2パターンに簡略化した理由と、増額の根拠を明らかにされたい。

会社：手当の簡略化は、誤支給の防止及び事務担当者の負担軽減を目的としている。手当の額は業務内容を精査し設定した。

組合：交代制等勤務手当の支払い対象となる職種を明らかにされたい。

会社：駅・工務系職場や指令等で、早朝夜間にまたがって勤務する幅広い職種が対象となる。また、エキスパート社員も社員と同様である。

組合：夜間特殊業務手当の増額についての根拠を明らかにされたい。

会社：貴側の強い要求を受け、業務内容を精査して手当の額を設定した。

J R 四国労組ニュース

令和元年9月19日（No.4 / 4）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

組合：夜間特殊業務手当の支払い範囲が拡大されたが、全てのレール削正車による削正作業が含まれるのか。

会社：車種によらず、全てのレール削正車による削正作業を含む。

組合：定期健康診断を受診する場合において、医学適性検査を兼ねる場合は勤務とする取扱いは、我々の要求に対して一定の改善が図られたと理解する。勤務となるのはどの健康診断なのか、また、対象となる職種を明らかにされたい。

会社：年2回実施している健康診断のうち、医学適性検査を兼ねる前期の健康診断を勤務とする。対象となる職種は、医学適性検査が必要となる業務に従事する社員である。

組合：勤務時間となる30分の根拠を明らかにされたい。

会社：待ち時間等があるが、実態として30分が妥当と考える。

組合：定期健康診断の受診日は会社が指定するのか。

会社：指定しない。

組合：箇所における個々の定期健康診断の受診日の把握や、超過勤務手当の支払いはどのようにするのか。

会社：本人の申請に基づき受診日を把握し、それぞれの超過勤務手当を支払う。

組合：定期健康診断の受診は36協定の限度時間や日数に含めないことについての根拠を明らかにされたい。

会社：自分で受診日を選択できることや、労働性が低いことから除外したいと考える。

組合：転勤等で医学適性検査の受診が必要となった場合はどうなるのか。

会社：現行でも勤務で受診しており、今後も勤務で受診となる。

組合：契約社員の社宅・寮の利用条件緩和について、これまで組合が訴えてきたことが反映されたものとするが、社宅・寮に入居できる期間の根拠及び、社宅・寮に空室がない場合の取扱いを明らかにされたい。

会社：県外出身者の多い運転士前提の契約社員車掌の最長の雇用期間より5年とした。空室がない場合についても、借り上げるなどして対応する。

組合：現行の制度で1年を経過し退寮した者も対象となるのか。

会社：条件に合致し希望する者は、社宅・寮を利用することができる。

組合は、「今回の交渉では11項目の改善が図られた。今回改善されなかった年間休日増や、働きがいを持って働きたいと思える全世代の賃金改善及び60歳以降の雇用制度の確立、子育て世代の支援充実についても、今後も組合員の声を踏まえ引き続きしっかり要求していく。特に初任給の改善や、初任給調整手当のあり方、離職防止のためにも、若年・中堅層が将来も働きがいの持てる制度へ改善を図るとともに、労働力不足を踏まえると、55歳以上の基本給支給率の見直し、エキスパート社員の一時金係数（0.4）の撤廃などについても検討すべきである。

組合員がJR四国に入社してよかったと思える制度となるよう、今後も前向きに検討を行うよう求める」等と強く訴えた。

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 1 9 日（N o 4 / 5 終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

また、会社より、昨年の総合労働協約改訂交渉で妥結した「賃金の計算に伴う時間計算の一部改正」及び「無期契約社員の保存休暇」の具体的取扱い並びに、「住宅補給金の給付時期及び社宅等使用料の算定方法の一部改正」について説明があり、協議した。

【賃金の計算に伴う時間計算の一部改正について】

別紙－ 1 のとおり

【無期契約社員の保存休暇について】

別紙－ 2 のとおり

【住宅補給金の給付時期及び社宅等使用料の算定方法の一部改正について】

別紙－ 3 のとおり

＜主な交渉内容＞

組合：住宅補給金の給付時期並びに、社宅等使用料の算定方法を改正する理由を明らかにされたい。

会社：来春の人事給与システムの改修に伴い改正することとした。

組合：社宅等使用料を日割計算にすることによるメリットはあるのか。

会社：現行では、半月までの入居で半月分、半月を過ぎると 1 ヶ月分の使用料を徴収していたが、日割計算にすることで入居した日数分の使用料を徴収することから、メリットになると考える。

組合：社宅等使用料の日割計算は、遡っての適用は考えているのか。

会社：遡っての適用は考えていない。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、改善が図られなかった項目もあるが、幅広い世代、職種、雇用形態において、多くの項目で改善が図られたと判断し、本日 1 7 時に妥結した。

以 上

賃金の計算に伴う時間計算の一部改正について

２０１９年９月

Ｊ　Ｒ　四　国

社員、エキスパート社員及び契約社員の特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当、特殊勤務手当の割増し及び賃金の減額、並びにサポーター社員の契約基本賃金、職務手当及び時間加給（以下「超過勤務手当等」という。）の計算に伴う時間計算の取り扱いについて、以下のとおりとする。

１ 計算方法

超過勤務手当等の支払対象となる時間数について、その月の全時間数に１時間未満の端数（分単位）が生じた場合は、その時間を６０で除すものとする。

また、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当、特殊勤務手当の割増し及び時間加給の支払額に１円未満の端数が生じた場合は、５０銭以上は１円に切り上げ、５０銭未満は切り捨てる。

２ 実施時期

２０２０年４月１日以降開始となる勤務から実施する。

無期契約社員の保存休暇について

2019年9月
J R 四 国

期間の定めのない雇用契約を締結した契約社員（以下「無期契約社員」という。）の保存休暇の取り扱いについて、以下のとおりとする。

1 使用事由及び付与日数

(1) 私傷病による場合

私傷病による全1日の欠勤等が4日以上継続する場合でその初日以降

(2) 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合

(3) 小学校就学の始期に達するまでの子の育児を行う場合

(4) 人間ドックを受診する場合

（注） 会社及びジェイアールグループ健康保険組合が実施するものに限る。

(5) 骨髄移植のための骨髄液の提供により、次のいずれかに該当する場合

ア 骨髄移植のために骨髄液の提供の登録を実施する団体に対して登録の申し出を行う場合で、登録に必要な検査を受ける場合

イ 登録に基づき、骨髄液を提供する場合で、提供候補者又は提供者として提供に必要な検査等（入院する場合を含む。）を受ける場合

(6) 別に定めるボランティア活動に従事する場合

1の年度に5日以内の必要な日

(7) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院に付き添う場合

1回の出産につき3日以内

※ 第2号から第5号までの事由により付与できる日数は、必要な日数とする。

2 累積日数

保存休暇は、失効した年次有給休暇のうち5日を限度として1日単位で累積し、その累積日数の限度は25日とする。

3 保存休暇の消滅

保存休暇は、無期契約社員が退職又は解雇された場合は、その時点で効力を消滅する。
また、保存休暇の趣旨に反して使用した場合は、累積日数を全て消滅し、以後、保存休暇の付与は行わない。

4 請求手続等

請求手続及びその他の取り扱いについては、社員の取り扱いを準用する。

5 実施時期

2020年4月1日以降失効する年次有給休暇から適用する。

住宅補給金の給付時期及び社宅等使用料の算定方法の一部改正について

２０１９年９月

Ｊ　Ｒ　四　国

１　改正内容

（１）住宅補給金の給付時期

賃貸及び持家住宅補給金について、毎月の賃金支払日に当月分を給付するものとする。

（２）社宅等使用料の算定方法

社宅等（社宅、寮、借上社宅及び借上寮）使用料について、入居期間に応じた日割計算によるものとする。

２　実施時期

２０２０年４月１日から実施する。